

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人神奈福祉会

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 理事長を除く役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人神奈福祉会定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

- 2 理事長が理事会、評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 3 役員及び評議員が理事会・評議員会に出席した時、法人及び施設の監事監査、監査指導の立会、役員研修・評議員研修の場合は、別表1により費用弁償を支払うことができる。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月 10日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

	報酬（課税対象）
理事長業務	¥ 3, 0 0 0

	費用弁償
評議員会・理事会出席	¥ 3, 0 0 0
監事監査	¥ 3, 0 0 0
監査指導立会	¥ 3, 0 0 0
役員研修・評議員研修	¥ 3, 0 0 0

	宿泊費及び旅費
役員出張（日帰り）	「旅費基準表」による
役員出張（宿泊）	「旅費基準表」による